



消防庁第 29 号
平成 31 年 4 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課
応 急 対 策 室 長



災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用の一部改正について
(通知)

平素より消防防災行政にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

日頃、災害による被害状況等については、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防防第 267 号）に基づき当庁にご報告いただいているところではありますが、両要領の一部改正（平成 31 年 4 月 25 日付け消防防第 28 号）に伴い、「災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用」（平成 24 年 3 月 9 日付け消防防第 49 号）の一部を別添のとおり改正しました。

貴職におかれましては、下記の改正内容にご留意のうえ、今後とも被害状況等の報告に万全を期するとともに、貴都道府県内の市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

記

〔改正内容〕

- 1 (1) 死者の扱いについて
死者の内数として災害関連死者の数を新たに計上することとしたこと。
- 1 (1) イ
内閣府の定義を踏まえ、災害関連死の範囲を明確にしたこと。

(添付資料)

- ・ 新旧対照表（別紙 1）
- ・ 改正後の災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用（別紙 2）

消防庁国民保護・防災部防災課 応急対策室
担 当 濱田、中尾、小原、大場
TEL 03-5253-7527
FAX 03-5253-7537

新旧対照表

(別紙1)

改正後	現行
<p style="text-align: center;">災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用</p> <p style="text-align: center;">〔平成24年3月9日消防応第49号〕 〔改正 平成25年3月消防応第14号〕 〔平成31年4月消防応第29号〕</p> <p>1 死者・・・「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。</p> <p>(1) 死者の扱いについて 以下 <u>のア及びイに該当するものを</u> 死者として計上 <u>し、イに該当するものを災害関連死者として計上</u> する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）（以下「弔慰金法」という。）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（<u>実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、</u>当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）</p> <p>(2) 死者の計上場所について（略）</p> <p>2 行方不明者（略）</p> <p>3 負傷者（略）</p> <p>4 その他（略）</p>	<p style="text-align: center;">災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用</p> <p style="text-align: center;">〔平成24年3月9日消防応第49号〕 〔改正 平成25年3月消防応第14号〕</p> <p>1 死者・・・「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。</p> <p>(1) 死者の扱いについて 以下 <u>に掲げるものについては、</u> 死者として計上する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）（以下「弔慰金法」という。）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）</p> <p>(2) 死者の計上場所について（略）</p> <p>2 行方不明者（略）</p> <p>3 負傷者（略）</p> <p>4 その他（略）</p>

災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用

〔平成24年3月9日消防応第49号〕

〔改正 平成25年3月消防応第14号、
平成31年4月消防応第29号〕

- 1 死者・・・「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。

(1) 死者の扱いについて

以下のア及びイに該当するものを死者として計上し、イに該当するものを災害関連死者として計上する。

ア 死体を確認したもの（身元不明のものも含む。）

イ 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）（以下「弔慰金法」という。）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

(2) 死者の計上場所について

(1) アのケースについては、原則、被災地（「本人が実際に害を受けた場所（市町村）」以下同じ。）で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。

ア 土砂崩れや河川のはん濫に巻き込まれたものなどで、被災地と死体発見場所が異なると考えられる場合

(7) 被災地が確定又は推定できる場合

→ 被災地で計上

(4) 被災地が不明でかつ死体発見場所が確定又は推定できる場合（ただし、(イ)の場合を除く。）

→ 死体発見場所で計上

(ウ) 被災地も死体発見場所も不明な場合

→ 死亡届に添付される「死亡診断書（死体検案書）」の欄「外因死の追加事項」の「障害が発生したところ」（記載が無い場合は、「死亡したところ」）に記載された市町村で計上

(エ) 被災地が不明な場合で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合

→ 居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上

(1) イのケースについては、原則として弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町村と

するが、被災地や死亡地等災害の様態から当該市町村で計上することが不適当と考えられる場合は、上記アに準じて判断することができる。

2 行方不明者・・・「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。

(1) 行方不明者の取扱いについて

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。

なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。

ア 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第86条の規定に基づき関係者により死亡届が提出されたもの

イ 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第89条の規定に基づき官庁又は公署から市町村長等に報告があったもの（いわゆる認定死亡）

ウ 当該災害が原因で所在不明となり、民法第30条の規定に基づき家庭裁判所において失踪宣告がされたもの

エ 当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第4条に基づき死亡したと推定されるもの

オ 当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの

カ 当該災害が原因で所在不明となり、前項によるものの他、住民からの情報提供等により、市町村等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

(2) 行方不明者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。

ア 被災地が確定又は推定できる場合 → 被災地で計上

イ 被災地が不明な場合

→ 被災当時の所在地（住民登録の有無に関係なく実際に居住し、生活の基盤のあった場所。以下同じ。）で計上

ウ 被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害場所と関係のない場所であった場合

→ 勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上

3 負傷者・・・「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。

「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

(1) 負傷者の取扱いについて

原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ。）によるものを計上する。
なお、避難所等における避難生活中に負傷したものについては、次のイに掲げるものを除き、負傷者に含めないこととする。

ア 家屋倒壊など当該災害が直接的原因となり負傷したもの

→ 重傷又は軽傷の定義に基づき、それぞれの区分で計上

イ 当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で精神又は身体に障害があるものとして甲
慰金法第8条の規定に基づき災害障害見舞金の支給を受けたもの

→ 重傷又は軽傷の定義に掲げる治療の見込みに基づき、それぞれの区分で計上

(2) 負傷者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとする。

ア 直接的な原因で負傷した場合 → 被災地で計上

イ 3(1)イに掲げるもの（負傷したものを除く。）で、被災地が特定できない場合

→ 甲慰金法に基づき認定した市町村で計上

4 その他

(1) 死体の身元確認及び行方不明者の所在確認にあたっては、地方自治体のみでは対応が困難な場合もあるため、適宜警察機関と連携を図り、情報を共有することが望ましい。

なお、同趣旨を各都道府県警察に周知するよう、当庁から警察庁へ協力依頼済みである。

(2) 身元不明の死体については、行方不明者としても計上される場合が多いと考えられることから、重複して計上することの無いよう、関係する地方自治体と適切に調整を図ることが望ましい。

(3) 死者等の被災地特定について、被災市町村及び都道府県のみでは困難な場合は、関係都道府県等に適宜情報提供し、その特定に努めることとする。